

岩手県医療局管理規程第6号

医療局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月28日

岩手県医療局長 大槻英毅

医療局代決専決規程の一部を改正する規程

医療局代決専決規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																						
<p>(代決)</p> <p>第3条  決裁権者が不在のときは、次の各号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1)  本庁における代決</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">決裁権者</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">代決権者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">第1順位者</th> <th style="text-align: center;">第2順位者</th> <th style="text-align: center;">第3順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">総括課長</td> <td style="vertical-align: top;">担当課長（薬事指導監、診療放射線指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監を含む。2以上の担当課長を置く課にあっては、当該事務を担当する担当課長）又は特命課長</td> <td colspan="2" style="vertical-align: top;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3)  [略]</p> <p>(総括課長等共通専決事項)</p> <p>第7条  本庁の総括課長及び医師支援推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3)  [略]</p> <p>(4)  担当課長、特命課長、薬事指導監、診療放射線指導監</p>	決裁権者	代決権者			第1順位者	第2順位者	第3順位者	[略]				総括課長	担当課長（薬事指導監、診療放射線指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監を含む。2以上の担当課長を置く課にあっては、当該事務を担当する担当課長）又は特命課長	[略]		[略]				<p>(代決)</p> <p>第3条  決裁権者が不在のときは、次の各号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1)  本庁における代決</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">決裁権者</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">代決権者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">第1順位者</th> <th style="text-align: center;">第2順位者</th> <th style="text-align: center;">第3順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">総括課長</td> <td style="vertical-align: top;">担当課長（薬事指導監、診療放射線指導監、臨床検査指導監、リハビリテーション指導監、看護指導監及び栄養指導監を含む。2以上の担当課長を置く課にあっては、当該事務を担当する担当課長）又は特命課長</td> <td colspan="2" style="vertical-align: top;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3)  [略]</p> <p>(総括課長等共通専決事項)</p> <p>第7条  本庁の総括課長及び医師支援推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3)  [略]</p> <p>(4)  担当課長、特命課長、薬事指導監、診療放射線指導監</p>	決裁権者	代決権者			第1順位者	第2順位者	第3順位者	[略]				総括課長	担当課長（薬事指導監、診療放射線指導監、臨床検査指導監、リハビリテーション指導監、看護指導監及び栄養指導監を含む。2以上の担当課長を置く課にあっては、当該事務を担当する担当課長）又は特命課長	[略]		[略]			
決裁権者		代決権者																																					
	第1順位者	第2順位者	第3順位者																																				
[略]																																							
総括課長	担当課長（薬事指導監、診療放射線指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監を含む。2以上の担当課長を置く課にあっては、当該事務を担当する担当課長）又は特命課長	[略]																																					
[略]																																							
決裁権者	代決権者																																						
	第1順位者	第2順位者	第3順位者																																				
[略]																																							
総括課長	担当課長（薬事指導監、診療放射線指導監、臨床検査指導監、リハビリテーション指導監、看護指導監及び栄養指導監を含む。2以上の担当課長を置く課にあっては、当該事務を担当する担当課長）又は特命課長	[略]																																					
[略]																																							

、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(5) 担当課長、特命課長、薬事指導監、診療放射線指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。

(6)～(16) [略]

(室長、総括課長及び担当課長等の専決事項)

第8条 [略]

2 職員課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

給与担当課長専決事項

(1) 職員の給料の調整額に関すること。

(2) [略]

(3)～(6) [略]

3～5 [略]

(薬事指導監等の専決事項)

第8条の2 薬事指導監、診療放射線指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監は、業務支援課総括課長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で業務支援課総括課長があらかじめ指定したものを専決することができる。

、臨床検査指導監、リハビリテーション指導監、看護指導監及び栄養指導監の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(5) 担当課長、特命課長、薬事指導監、診療放射線指導監、臨床検査指導監、リハビリテーション指導監、看護指導監及び栄養指導監の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。

(6)～(16) [略]

(室長、総括課長及び担当課長等の専決事項)

第8条 [略]

2 職員課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

給与担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 職員（本庁の職員に限る。）の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額の設定又は改定に関すること。

(3)～(6) [略]

3～5 [略]

(薬事指導監等の専決事項)

第8条の2 薬事指導監、診療放射線指導監、臨床検査指導監、リハビリテーション指導監、看護指導監及び栄養指導監は、業務支援課総括課長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で業務支援課総括課長があらかじめ指定したものを専決することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。